

脱炭素型ライフスタイル促進事業  
業務委託仕様書

令和 5 年 4 月

入間市

## 第1章 委託事業

### 1 委託業務名

脱炭素型ライフスタイル促進事業

### 2 業務目的

本業務は、「入間市地球温暖化対策計画」に基づき、地域一体となって脱炭素化を一層加速していく必要があることから、市民の行動変容を促す「脱炭素型ライフスタイル促進事業」を実施することを目的とする。

### 3 本市に求められている地域脱炭素

- (1) 地域脱炭素を成長戦略と捉え、地域の稼ぐ力を強化する。
- (2) 地域脱炭素の取組により、健康増進などの地域課題を解決する。
- (3) ライフスタイルを転換し、需要側から脱炭素実現をけん引する。

### 4 本事業の業務に求められる要素及び視点

- (1) 脱炭素に無関心、もしくは関心があっても何をすればよいかわからない多くの世代にとって、取り組みやすくわかりやすい内容であること。
- (2) スマートフォンアプリを活用して、ユーザーの移動距離を計測できること。
- (3) 徒歩・ランニング・自転車による移動量を脱炭素量として換算すること。
- (4) 地域の商店などから提供される特典と、脱炭素量によるポイントとを交換するクーポン画面をアプリ上で発行できること。
- (5) 地域の脱炭素量を随時集計し、月次などで市内外へ発信できるよう工夫すること。
- (6) 本事業で得られた人流データを分析し、新たな施策の立案に参考となる解決策を提示すること。データの使用に当たっては、ラベルや数値を読みやすく配置し、算定方法や出典元を明示すること。

## 5 業務内容

本業務は、経済産業省関東経済産業局が実施した「令和4年度イノベーションの社会実装に向けた地域成長産業共創事業」において示された、「市民・事業者との共創によるゼロカーボンシティの実現」に向けた社会実装のための指針を踏まえて実施すること。

業務内容は、次のとおりとする。

### (1) 委託業務

#### ①行動変容アプリを活用した市民サービスの提供

##### ア 入間市専用コミュニティの開設・運用

- ・ 入間市内の在住者や入間市に通勤・通学する市外在住者がダウンロードできるスマートフォンアプリ内に入間市専用コミュニティ（以下、「コミュニティ」という。）を開設する。
- ・ コミュニティ参加時に大まかな居住地区や職種について登録することとするが、個人情報収集しないものとする。
- ・ コミュニティ参加者（以下、「参加者」という。）への通知は原則としてアプリ内で行うものとする。

##### イ 脱炭素量の測定と特典との交換

- ・ 参加者の徒歩・ランニング・自転車による移動量を計測し、アプリ上で表示する。
- ・ 参加者の移動量を脱炭素量として換算し、アプリ上でポイント化する。
- ・ 市と連携して地域の商店から提供された特典と、一定量のポイントとを交換できるクーポン画面をアプリ上で表示する。

##### ウ 参加者や地域の商店による問い合わせ対応・要望の収集

- ・ 本事業に関する電話・メールによる問い合わせ窓口を設置し、参加者や地域の商店による問い合わせへ丁寧に対応する。
- ・ 参加者や地域の商店による本事業への要望を収集し、苦情・改善提案を問わず市と随時情報共有する。

#### ② データ分析

##### ア 人流データの解析

##### イ 人流データ解析による新たな施策の企画立案に参考となる提案

※地域の主要関係者にヒアリングしながら、地域特性に配慮した提案とすること。

ウ データ分析・提案とりまとめ

③広報資料・Webページの作成

ア 地域の商店へ設置する卓上POP(A型、片面カラー)

イ ポスター(A1片面カラー)

ウ 本事業のランディングページ(アプリのダウンロードやコミュニティへの参加方法を解説した専用Webページ)

④地域商店向け説明会の実施

地域商店の本事業への参画を促すため、2回程度市内で実施する。

ア 市内会場の手配(収容人数50名程度)

イ 説明会資料の作成

ウ 説明会の運営・広報

⑤地域イベントと連携した特典交換会の実施

アプリで貯めたポイントを特典と交換する場として、市や市内団体が開催する地域イベントと連携して特典交換会を3回程度実施する。

ア 主催者との調整

イ 特典のとりまとめ・アプリ上での通知

ウ 特典交換会の運営・広報

⑥デジタルサイネージの設置

入間市専用コミュニティにおける参加者の脱炭素量などの活動データを合計し、数値として表示し発信するデジタルサイネージを市内に設置する。時期や設置場所については市と協議の上で決定する。

⑦「サステナブルウォークいるまいるシンポジウム」(仮称)の実施

本事業における取組の結果を発信するため、令和6年2月頃にシンポジウムを市内で開催する。

ア 市内会場の手配(収容人数200名程度)

イ シンポジウム資料の作成

ウ シンポジウムの運営・広報

エ 開催記録(動画・写真込み)

(2) 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

6 成果物・提出書類等

(1) 業務完了時

- ① 委託業務完了届 1 部
- ② 事業実施報告書(A4 版、80 ページ程度、カラー) 1部
- ③ ②の電子データ(Power Point 形式及びPDF 形式) 各 1 部
- ④ その他本市が指定する書類

(2) 随時

- ① 業務の進捗状況が確認できる書類(進捗状況報告書)
- ② その他本市が指定する書類

7 注意事項

- (1) 本業務に関して疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議し業務を遂行するものとする。
- (2) 受託者は、本業務に関して知り得た事項について、他に漏らしてはならない。
- (3) 本業務に必要な資料等は速やかに受託者が収集するものとする。なお、本市が所有する資料のうち、業務に必要なものは貸与することができる。
- (4) その他詳細及び仕様書にない事項については、別途協議を行うものとする。

## 第2章 一般事項

### 1 適用範囲

この仕様書は、「脱炭素型ライフスタイル促進事業」の実施業務に適用する。

受託者は、この仕様書に明記されていない事項、業務上疑義が生じた事項及び本業務の遂行に

当たり必要と思われる事項については、本市へ提案し、本市と協議の上で決定し、実施するものとする。

## 2 業務項目

業務に係る項目は、この仕様書及び本市の契約約款によるものとする。

## 3 業務管理

- (1) 受託者は、本業務に着手したときは、遅滞なく、委託業務着手届を本市に提出するものとする。
- (2) 受託者は、業務期間内に業務を完了するよう全項目の業務計画を立て、工程表として上記(1)に合わせて本市に提出し、本市の承諾を得るものとする。
- (3) 受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、必要な専門的知識と十分な経験を有する従事者を配置するものとする。
- (4) 受託者は、本業務の全般にわたる技術的管理を行わせるため、上記(3)のうちから業務担当責任者を選任し、その氏名を委託業務着手届の提出により本市に通知するものとする。
- (5) 受託者は、本市と必要に応じ適宜入間市役所において進捗状況を報告し打合せを行うものとする。
- (6) 受託者は、関係する官公署との協議を必要とし、又は関係する官公署から協議を求められた場合は誠意をもってこれに当たり、また、その内容を遅滞なく本市に報告するものとする。

## 4 実施報告

受託者は、本業務の完了後、速やかに委託業務完了届を本市に提出するとともに、本業務に係る成果物(総称して「成果物」という。)を以下のとおり提出し、実施報告を行うこととする。

なお、業務期間内において、各業務の成果物をその都度、本市に提出し、適宜情報共有に努めること。

### (1) 成果物

第1章6に記載している成果物

### (2) 提出先

入間市環境経済部エコ・クリーン政策課(入間市役所本庁舎 B 棟4階)

## 5 著作権の取扱い

- (1) 成果物に関する著作権は、本市に帰属するものとする。ただし、成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)の著作権は、それぞれの著作者に帰属するものとする。
- (2) 成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な使用許諾契約等に係る一切の手続、費用負担等、全て受託者の責任において適切に行うものとする。

## 6 資料の貸与

本業務に必要となる資料の収集又は調査等は原則として受託者が行うこととするが、本市が現在所有しているものについては、本市から受託者に貸与するものとする。この場合において、受託は、貸与を受けた資料に関するリストを作成の上、本市に提出するものとし、業務完了後、貸与された資料の全てを速やかに本市へ返還するものとする。

## 7 別途業務

本業務の途中において、本業務に関連した、本業務以外の調査等の必要が生じた場合は、本市と受託者が協議の上、別途実施するものとする。

## 8 その他

- (1) 受託者は、本件業務の遂行上知り得た情報、秘密は他に漏らしてはならないことはもちろんのこと、本件の目的以外に使用してはならない。
- (2) 委託料は、成果物の納品後及び委託業務完了届の提出後、本市の担当者の検査の後に支払うものとする。
- (3) 納品後、成果物の内容に脱漏、不備又は錯誤が発見された場合、受託者は責任をもって速やかに訂正するものとし、これに対する経費は、受託者が負担するものとする。
- (4) 本件契約に関する契約保証金については、入間市契約規則(昭和40年規則第7号)の規定を適用する。
- (5) 受託者は、関係法規、規則等諸法令を遵守すること。

担 当

入間市環境経済部エコ・クリーン政策課(担当:村上・関根)

〒358-8511

埼玉県入間市豊岡一丁目16番1号

電話:04-2964-1111(内線 4264)

ファックス:04-2965-0232

E-mail:ir240500@city.iruma.lg.jp